

保険管理規程

第1条 (目的)

FIC の活動に伴う保険の取り扱いについて定める。

第2条 (対象)

原則として FIC 会員のみが参加する活動の保険として加入するスポーツ安全保険、及び FIC が主催し一般の方達が参加する活動に対して加入する傷害及び賠償責任保険であるグリーンボランティア保険を対象とする。スポーツ安全保険及びグリーンボランティア保険の概要については別紙参照のこと。

FIC が受託、共催、協賛する活動に関する保険は、その活動ごとに委託者等と協議の上定めるところとする。

第3条 (スポーツ安全保険の加入)

FIC 会員は主に FIC 会員のみが参加する活動での事故に対する保険としてスポーツ安全保険に加入するよう努めるものとする。但し、これは強制ではなく任意であり、未加入の会員の活動への参加を妨げるものではない。

第4条 (スポーツ安全保険の特徴)

スポーツ安全保険は団体の会員の活動に対する保険であり、この保険が適用されるためには、活動が FIC の活動であること、活動にこの保険加入者が最低 2 人以上参加していることの両方の条件を満たすことが必要であることに留意する。

第5条 (スポーツ安全保険加入手続き)

前年度の適当な時期に FIC 全体の保険担当者が会員に加入について通知し、申込者をまとめ、掛金を集め、スポーツ安全保険協会に加入手続きをする。

第6条 (グリーンボランティア保険の付保)

原則として、FIC 会員以外の参加者が参加する野外活動・行事についてはグリーンボランティア保険を付保するものとする。室内のみの活動・行事は付保の対象としないことができる。ただし、各講座の担当者が付保の必要を認めた場合は付保することとする。

第7条 (グリーンボランティア保険の運営体制)

野外活動などでグリーンボランティア保険を使用する講座は、保険担当者を定めて FIC 全体の保険責任者とともに付保から事故が発生した時の保険請求までを協力して進める。

各講座の保険担当者及び FIC 全体の保険責任者の役割、事務手続きの進め方は「グリーンボランティア保険 事業担当者付保マニュアル」に定める。

第8条 (事故対応)

事故が発生し、保険適用と考えられる場合は速やかに FIC 全体の保険責任者にその状況を連絡し、指示を仰ぐ。

また、賠償責任保険の対象となる可能性が考えられる事故については、保険適用が可能となるかについて保険会社の確認が必ず必要なので現場での保険適用の可否についての言動は特に慎重にし、原則として適用の可否などについてその場では明言しない。

第9条 (その他)

この規程は、社会状況などの変化への対応、保険会社の事務手続きの変更、各担当者、保険責任者の利便性の向上などを図るため適宜修正していく。

本規程に定めのない事項については、理事会にて討議・決定するものとする。

(制定・改定履歴)

付則 1 2021 年 4 月 12 日 制定、施行

付則 2 2023 年 4 月 1 日 (参考) 追加

(参考)

令和 4 年度(2022 年度)から F I C としてスポーツ・文化法人責任保険に加入している。

(別紙)

グリーンボランティア保険・スポーツ安全保険の概要

		グリーンボランティア保険	スポーツ安全保険			
対象者		FIC主催の野外講座の一般参加者並びにこれを指導するFICスタッフ	FIC会員			
補償対象となる活動		FICが主催する事業（共催・受託は除く）*注1 ①野外講座 ②屋の講座、緑のおもしろ講座（但し野外実習が伴うもの） ③その他野外活動を伴う各種森のイベントなど	FIC管理下における団体活動 ①FICが主催する事業・活動 ②他団体が主催する事業に参加（講師・オブザーバーなど） ③FICの通常活動（地域部会・研修・森の整備・受託活動など） *条件：被保険者（FIC会員）2名以上が活動に参加していること			
対象範囲		上記活動中と参加するための自宅からの往復途上	同左			
加入タイプ		Aタイプ 日帰り行事で動力使用作業がない場合	64歳以下 Cタイプ 一泊2日の活動または日帰りで動力機材使用の場合	65歳以上 Bタイプ		
参加者一人当たり保険料		傷害部分52円、賠償部分30円 合計82円。但し賠償部分は1活動の最低保険料は1,500円。	傷害部分383円、賠償部分30円合計413円。但し賠償部分は活動日数の延人数で計算し最低保険料は1,500円。	1,850円 1,200円		
保険金額 (注2)	死亡	1,000万円	2,000万円	600万円		
	後遺障害（最高）	1,000万円	3,000万円	900万円		
	手術保険金	入院中5万円、通院中2.5万円	入院中4万円、通院中2万円	入院中1.8万円、通院中9,000円		
	入院日額	5,000円	4,000円	1,800円		
	通院日額	3,000円（通算90日限度）	1,500円（通算30日限度）	1,000円（通算30日限度）		
賠償責任保険支払限度額		対人・対物共通一事故につき5,000万円（免責金額負担なし）	対人・対物賠償合算1事故5億円、但し対人賠償は一人1億円（免責金額なし）	180万円 *突然死とは急性心不全、脳内出血など		
突然死葬祭費用保険（最高）		なし				
その他		・自然観察会などもハイキングと同様この保険の対象 ・冬山登山、岩登り、沢登など危険度の高いスポーツは対象外 ・宿泊を伴う団体活動中やチェンソーなどの機材を使う活動も対象	同左			
注1.共催の場合で相手がグリーンボランティア保険に加入している場合は付保可能。						
注2.事故の日からその日を含め180日以内の死亡・後遺障害・入院・通院・手術が保険金支払いの対象となります。						